

令和元年8月30日

令和2年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社国際協力銀行（総括）)

1. 令和2年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1) 財政融資	2,810	2,893	△ 83	△ 2.9
(2) 産業投資	1,100	635	465	73.2
うち 出 資	1,100	635	465	73.2
うち 融 資	-	-	-	-
(3) 政府保証	7,825	7,400	425	5.7
うち 国内債	-	-	-	-
うち 外 債	7,425	7,000	425	6.1
うち 外貨借入金	400	400	-	0.0
合 計	11,735	10,928	807	7.4

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和2年度末 残高（見込）	令和元年度末 残高（見込）	対前年度比	
			金額	伸率
(1) 財政融資	25,596	23,132	2,464	10.7
(2) 産業投資	17,888	16,788	1,100	6.6
うち 出 資	17,888	16,788	1,100	6.6
うち 融 資	-	-	-	-
(3) 政府保証	45,805	39,709	6,096	15.4
うち 国内債	-	-	-	-
うち 外 債	45,005	39,309	5,696	14.5
うち 外貨借入金	800	400	400	100.0
合 計	89,289	79,629	9,660	12.1

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		21,000	22,216	△ 1,216
(内訳)	輸出	3,080	3,453	△ 373
	プラント	2,780	3,153	△ 373
	船舶	300	300	-
	輸入・投資	16,050	16,813	△ 763
	資源開発	4,050	4,400	△ 350
	一般投資	12,000	12,413	△ 413
	事業開発等	820	800	20
	出資	1,050	1,150	△ 100

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		21,000	22,216	△ 1,216
(財源)	財政投融资	11,735	10,928	807
	財政融資	2,810	2,893	△ 83
	産業投資	1,100	635	465
	政府保証	7,825	7,400	425
	自己資金等	9,265	11,288	△ 2,023
	政府保証（5年未満）	6,600	3,792	2,808
	財投機関債	200	200	-
	貸付回収金	18,579	16,378	2,201
	（うち繰上償還）	1,500	1,500	-
	財投借入金償還	△ 346	△ 190	△ 156
	社債償還金	△ 8,729	△ 4,550	△ 4,179
	外国為替資金借入金償還	△ 9,746	△ 6,415	△ 3,331
	その他	2,708	2,073	635

令和2年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

1. 令和2年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1) 財政融資	2,200	2,000	200	10.0
(2) 産業投資	1,000	212	788	371.7
うち 出 資	1,000	212	788	371.7
うち 融 資	-	-	-	-
(3) 政府保証	7,625	7,200	425	5.9
うち 国内債	-	-	-	-
うち 外 債	7,425	7,000	425	6.1
うち 外貨借入金	200	200	-	0.0
合 計	10,825	9,412	1,413	15.0

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和2年度末 残高（見込）	令和元年度末 残高（見込）	対前年度比	
			金額	伸率
(1) 財政融資	24,093	22,239	1,854	8.3
(2) 産業投資	16,355	15,355	1,000	6.5
うち 出 資	16,355	15,355	1,000	6.5
うち 融 資	-	-	-	-
(3) 政府保証	45,405	39,509	5,896	14.9
うち 国内債	-	-	-	-
うち 外 債	45,005	39,309	5,696	14.5
うち 外貨借入金	400	200	200	100.0
合 計	85,853	77,103	8,750	11.3

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		20,000	20,000	-
(内訳)	輸出	2,700	2,700	-
	プラント	2,400	2,400	-
	船舶	300	300	-
	輸入・投資	15,500	15,500	-
	資源開発	4,000	4,000	-
	一般投資	11,500	11,500	-
	事業開発等	800	800	-
	出資	1,000	1,000	-

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		20,000	20,000	-
(財源)	財政投融资	10,825	9,412	1,413
	財政融資	2,200	2,000	200
	産業投資	1,000	212	788
	政府保証	7,625	7,200	425
	自己資金等	9,175	10,588	△ 1,413
	政府保証（5年未満）	6,600	3,792	2,808
	財投機関債	200	200	-
	貸付回収金	18,579	16,378	2,201
	（うち繰上償還）	1,500	1,500	-
	財投借入金償還	△ 346	△ 190	△ 156
	社債償還金	△ 8,729	△ 4,550	△ 4,179
	外国為替資金借入金償還	△ 9,746	△ 6,415	△ 3,331
	その他	2,618	1,373	1,245

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

(1) 株式会社国際協力銀行法（以下「JBIC法」という。）において、当行は、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、並びに国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に係るものといった、我が国の対外政策上重要な業務を行うことが明定されており、「貿易・投資立国」かつ「資源小国」である我が国の経済安全保障の観点から、我が国の対外政策上重要な機能を有することから政策的必要性が高い。

(2) 具体的には、安定的かつ安価な資源・エネルギー確保、インフラ分野における我が国企業の海外展開及び海外の成長の取込みに向けた我が国企業の海外進出などの支援に際し、長期資金、外貨資金、リスクマネーといった民間金融機関では量的・質的に十分に賄えない資金の供給が求められている。特に政治的・経済的リスクのある出融資等を行うに際しては、公的機関としてのステイタスを活用し、一般に民間金融機関のみでは収集困難な情報を収集・分析することによって適切なリスクコントロールを実施し、民間では担えないリスクを負担するとともに、受入国政府や国際機関等との協議を通じた関係強化によって、当該国における法制度の変更リスク、プロジェクトの接收リスク等のリスクを緩和するといった民間金融機関では果しえない役割も担うことが求められている。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

JBIC法第1条において、当行の業務の目的は、「一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、(中略)もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与すること」とされていることを踏まえ、当行業務は、政策意義が高く、民間金融機関のみでは量的・質的制約から十分な対応が困難な場合に限定されている。また、当行業務は、民間資金動員・活用を積極的に図るべく、民間金融機関と共に融資することを原則としており、要望に応じ、民間金融機関に対する融資・保証供与や民間金融機関による優先的な資金回収等を行うほか、同法に明定された保証機能等を活用しつつ、民間資金の動員・活用を積極的に図っている。さらに、対象プロジェクトの完工後等にリスクテイクのニーズがある地銀等の民間金融機関に当行保有債権等の流動化を行うことを通じて、当該民間金融機関の融資機会の創出に取り組んでいる。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

- (1) 対象事業を重要な資源の海外における開発及び取得の促進、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、並びに国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に係るものに限定している。
- (2) 「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」（令和元年6月21日閣議決定）等を踏まえ、国内外の経済状況及び我が国企業の事業環境に応じた果敢な対応を適時適切に行うための事業規模を出融資計画に反映している。具体的には、安定的かつ安価な資源・エネルギー確保、「質の高いインフラ投資」を始めとしたインフラ分野における我が国企業の海外展開支援及びM&A等を通じた海外の成長の取込みに向けた我が国企業の海外進出支援の強化等を実施する。
- (3) また、効率化や適切なリスク負担の観点等から、対象プロジェクトの完工後等にリスクテイクのニーズがある地銀等の民間金融機関に当行保有債権等を譲渡するなど、流動化の活用を図るとともに、その他の業務の要求についても、民業補完の徹底等の観点から精査し、内外の社会経済情勢等の変化を踏まえた対象分野・事業の重点化を図っていく。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

平成30年度の当行一般業務勘定における財政投融資は1兆501億円（うち財政融資資金2,300億円）を予定していたが、一部の貸出について財政融資資金を借入れせず、また、政府保証外債も発行せずに手許余裕金で対応したことにより、運用残を3,084億円計上した。

令和2年度の事業規模については、我が国のエネルギー需給を踏まえた我が国企業による資源・エネルギー確保及び供給源の分散化等の事業活動、M&A支援を含む我が国企業の国際競争力維持及び向上に向けた国際的事業展開、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外事業並びに国際金融秩序安定化に係る当行への資金需要、並びに「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和元年6月11日閣議決定）、「インフラシステム輸出戦略（令和元年度改訂版）」（令和元年6月3日経協インフラ戦略会議決定）及び「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」（平成28年5月23日経協インフラ戦略会議決定）等の政府方針を踏まえた対応を勘案しつつも、他方でJBIC法を踏まえて民業補完に徹し、真に政策的に必要と考えられる資金需要について実需を厳しく精査した結果、必要最小限の規模として、20,000億円（そのほか保証3,055億円を計画）としている。

令和2年度の財政投融資の規模については、かかる事業規模を前提とし、約定されている元利受払いに加え、不確定要素の大きい繰上償還についても可能な範囲において織り込む等、自己資金の精査に努めている。具体的には、令和2年度は、令和元年度当初計画比で貸付回収金の増加を見込む一方、財融借入金償還等の既往債務の償還の増加等により、財政投融資で手当てすべき金額が増加することから、必要と見込まれる1兆825億円（令和元年度当初計画比1,413億円増）を要求する。このうち、産業投資は、成長分野・イノベーション分野関連案件、環境関連案件及び日米豪・日中・日欧等の連携による第三国における取組に対するリスクマネー供給強化のために必

要な資金として、計1,000億円（同788億円増）を要求する。なお、自己資金の一部として、200億円の財投機関債発行を予定している。

（参考：過去3カ年の財政投融资の運用残額）

	28年度	29年度	30年度
運用残額	1,243億円	1,697億円	3,084億円
運用残率	7.7%	12.4%	29.4%

<その他>

5. 上記以外の特記事項

特になし。

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合（％）。

産業投資について

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

(事業名：一般業務勘定)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

第4次産業革命関連分野（AIやIoT技術開発等）を含む、産業・社会の変革につながる革新的技術の創出を念頭に、当該技術を有する海外企業のM&A案件や当該技術を活用した事業等の獲得・活用を支援すべく、当行の出融資保証機能を活用し、リスクマネー供給を強化・推進する。

また、脱炭素社会の実現を目指し、再生可能エネルギー等の低炭素インフラ案件形成や、脱硫・脱硝装置、水処理装置、廃棄物発電等で優れた環境技術やノウハウを有する日本企業の取り組みを支援する。

加えて、米国や豪州等の政府機関等と共に、第三国における質の高いインフラ整備に関する案件の形成を行う。

(2) 必要とする金額の考え方

当行が日本政府の方針の下、出融資保証機能を活用して支援を行う場合、エクスポージャーの増大等に対応するためのリスクバッファや出資の原資としての自己資本が必要となるが、利益剰余金の積み上げによる自己資本増強には限界があるため、一般業務勘定におけるリスクバッファや当行出資業務の原資として、計1,000億円の産投出資を要求する。

(3) 見込まれる収益

JBIC法第13条第1項第1号及び同第2号で規定する償還確実性の原則及び収支相償の原則に基づき、一般業務勘定においては償還確実性及び収支相償の確保を出融資保証供与の要件としており、営業部門と審査・リスク管理部門によるチェック・アンド・バランス体制をとっている他、収支相償を満たす条件を付している。出融資保証の実施後も、不断のモニタリングに基づき所要の対応を講じており、相応の収益可能性が確保される。

(4) 民間資金の動員の蓋然性

想定される案件は、いずれも、当行の出融資保証機能を活用して日本の民間資金を動員した上で、日本企業による成長分野・イノベーション分野での革新的技術の創出・獲得・活用や、地球環境保全の更なる推進、第三国連携の取り組み強化を図ることを目指すもの。

2. リスク管理体制

個別与信決定においては、与信担当部門（営業部門）及び審査・リスク管理部門により、与信先の信用力、与信対象取引の確実性、与信対象プロジェクトの実行可能性等に関する情報の収集・分析が行われる。両部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっている。

残高管理においては、金融機関として適切なリスク管理を行うことの重要性を認識し、リスクの種類に応じたリスク管理及び統合的なリスク管理を行うための組織体制を構築している。信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等の各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部署を置くと共に、リスク管理を有効に機能させるための審議・検討等を行うため、統合リスク管理委員会及びALM委員会を設置している。

モニタリング体制については、前述の個別与信管理の一環として、全ての個別案件に対し、半期ごとの資産自己査定や行内信用格付の随時見直しを実施している。また、前述の残高管理の分析をふまえ、発現した場合に当行にとって影響の大きいリスク事象の特定を行い、それらの状況について、統合リスク管理委員会を通じて経営全体に対して定期的に報告・共有している。

政 府 保 証 に つ い て

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

1. 政府保証の考え方

(1) 政府保証国内債

該当なし。

(2) 政府保証外債

「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」（平成26年6月）における「政府保証債に係る4類型の見直し」及び平成29年12月20日の財政投融资分科会補足説明資料1の「今後の運用」を踏まえると、当行は類型iiiに該当し、政府保証外債の発行は、(1) 外貨調達の実現性が認められること、(2) 償還が十分に確実であると見込まれること、(3) 起債する市場において、同等な信用力を有する他の債券の発行条件等を比較して、遜色のない条件で起債できること、という3つの審査基準に合致する場合に限って認められる。

(1) について、当行は、我が国企業等が実施する国際的事業展開、海外投資事業等における為替変動リスク回避、我が国企業等の国際プラント商談等における国際競争力確保への支援の観点から、外貨貸付を実施しており、政府保証外債の発行により調達した外貨資金を一切円転せず、すべて当該外貨貸付の原資として活用する。また、JBIC法に定める当行業務を効率的に実施していくためには、長期・安定的な外貨資金の貸付は効果的かつ不可欠な手段であり、そのための原資として外貨の調達が不可欠である。(2) について、当行はJBIC法第13条第1項第1号で規定する償還確実性の原則に基づき、一般業務勘定においては償還確実性の確保を出融資保証供与の要件としており、営業部門と審査・リスク管理部門によるチェック・アンド・バランス体制等によりこれを確保している。出融資保証の実施後も、不断のモニタリングに基づき所要の債権保全措置を講じており、こうした出融資保証の償還確実性の確保を通じて財務の健全性が確保される。(3) については、各市場の個別事情を勘案し、当行債券発行に先立ち同等な信用力を有する他の債券の発行条件等の存在を確認・比較して、遜色のない条件で起債できる環境にあることを確認する。

(3) 政府保証外貨借入金

米ドル以外の現地通貨建て資金の供給が期待されているインフラ事業等に対する現地通貨建て融資を行うに当たっては、社債発行等との比較において、金額・期間の観点から柔軟な資金調達がしやすく、かつ機動的な対応が可能な外国通貨長期借入が補完的な外貨調達手段となり得る。JBIC法改正（「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（平成28年5月公布））により、かかる外国通貨長期借入が可能となったところ、当該借入を円滑かつ低コストで行うためには、政府保証により日本政府の信用力に依拠した調達とする必要があるもの。

2. 必要とする金額の考え方

(1) 政府保証国内債

該当なし。

(2) 政府保証外債

近年の国際資本市場においては、多くの投資家は投資判断に際して、債券の利回りに加え、①明示的な政府保証の有無など「発行体／保証人の信用力の高さ」、②一般に発行規模が大きく、セカンダリー市場での売買も容易な「流動性の高さ」、及び③起債が継続的に行われる「継続性／発行頻度」を考慮している。

かかる状況下、上記②の流動性の観点を踏まえるに、投資家が投資対象として前向きに検討可能な個別債券の発行額は10～20億米ドル程度と考えられ、複数トランシェでの起債を同時に行い幅広い投資家に訴求したとしても、一度の起債で調達可能な金額は、5年以上の年限において20～30億米ドル程度と見込まれること、時期的制約により発行可能なタイミングが年間最大でも数回程度と見込まれること、及び財政投融资を通じた1兆円規模の外貨資金需要がある中、上記1.

(2) のとおり政府保証外債の特性にも鑑み、7,425億円について5年以上の政府保証外債を要求するもの。

(3) 政府保証外貨借入金

外国通貨長期借入について、現地通貨建て融資の資金需要等に鑑み200億円の政府保証を要求するもの。なお、非居住者たる当行による現地通貨借入及び貸付については、現地法制上の制約等によっては、認められない可能性がある他、期間や金額に上限が課される可能性がある点につき留意が必要。

財 投 機 関 債 に つ い て

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

1. 令和2年度における財投機関債の発行内容

- (1) 令和2年度発行予定額は200億円。
- (2) 発行形態は、原則として普通社債（SB）型。

2. 要求の考え方

財投改革の趣旨を踏まえ、投資家、市場関係者との対話を通じて財投機関債の継続的かつ安定的な発行に努めながら、我が国の対外経済政策を担う政策金融機関として様々な政策ニーズへの機動的かつ確実な対処及び安定的かつ円滑な業務運営を期すためには、財投機関債の市場環境等も踏まえつつ、財投機関債と財政投融資とのバランスを考慮した安定的な資金調達が不可欠と認識。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

「経済財政運営と改革の基本方針2019」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」に盛り込まれた事項に関する要求内容

「経済財政運営と改革の基本方針2019」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」において、リスクマネーの供給拡大並びにそれらに資する当行等関係機関の体制・機能強化及び十分な財務基盤の確保を行うことが掲げられた「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」（平成28年5月公表）や、成長分野の海外展開の促進及び第三国連携の推進等が盛り込まれた「インフラシステム輸出戦略（令和元年度改訂版）」の推進が掲げられている。また、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」において、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」に基づく脱炭素技術等の国際展開の推進が掲げられている。これらを踏まえ、成長分野・イノベーション分野関連案件、第三国連携案件、環境関連案件の推進等、日本政府の方針の遂行に伴う財務基盤の強化及び原資の確保の観点から、一般業務勘定として産投出資1,000億円、政府保証外債（5年以上）7,425億円を含む財政投融资を計10,825億円要求している。

【参考】

「経済財政運営と改革の基本方針2019」（抄）

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

4. グローバル経済社会との連携

(4) 持続可能な開発目標（SDGs）を中心とした環境・地球規模課題への貢献

① 質の高いインフラ投資

2020年のインフラシステム受注約30兆円という目標に向けて

「インフラシステム輸出戦略」の下、第三国連携による市場アクセス強化や経営参画など官民一体となった競争力強化、我が国の技術・知見を活用した成長分野の海外展開の促進、ソフトインフラ分野への取組といった施策を推進し、我が国の経済成長の実現に寄与する。

② パリ協定に基づく長期戦略の策定を含む環境・エネルギー問題への対応

「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」に基づき、最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2050年までの温室効果ガス80%削減に大胆に取り組み、世界全体の取組と非連続なイノベーションが不可欠であることを踏まえてビジネス主導の環境と成長の好循環を実現していく。

「成長戦略実行計画」（抄）

第2章 Society5.0の実現

7. 脱炭素社会の実現を目指して

(1) パリ協定に基づく長期戦略の策定及びSDGsとESG投資の推進

環境問題への対応に積極的な企業に世界中から資金が集まり、次なる成長と更なる対策が可能となる環境と成長の好循環とも呼ぶべき変化が世界規模で進んでいる。「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和元年6月11日閣議決定）に基づき、最終到達点としての脱炭素社会を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2050年までの温室効果ガス80%削減に大胆に取り組み、世界全体の取組と非連続なイノベーションが不可欠であることを踏まえてビジネス主導の環境と成長の好循環を実現していく

「成長戦略フォローアップ」（抄）

I. Society 5.0 の実現

7. 脱炭素社会の実現を目指して

(2) 新たに講ずべき具体的施策

iii) ビジネス主導の国際展開、国際協力

- ・我が国の強みである技術力を活かして新しいビジネスを生み出し、環境性能の高い技術・製品等の国際展開を促進し、我が国が世界をリードしていき、世界の排出削減に最大限貢献していく。
- ・廃棄物処理・リサイクル・生活排水処理分野などの環境インフラ輸出を支援するとともに、受入国の制度構築と技術導入を支援する。

10. 海外の成長市場の取り込み

(2) 新たに講ずべき具体的施策

ii) 日本企業の国際展開支援

① インフラシステム輸出の拡大

「インフラシステム輸出戦略（令和元年度改訂版）」（令和元年6月3日経協インフラ戦略会議決定）の重点施策を官民一体で推進する。

イ) 官民一体となった競争力強化、受注獲得に向けた戦略的取組

- ・「自由で開かれたインド太平洋」等の外交政策とも整合的な形で、関係国との連携を通じて、事業リスクの低減、アフリカや島嶼国等も含む市場へのアクセス強化を図り、ビジネス機会の拡大を推進する。また、価格競争力向上のための現地・第三国を含めた部材・人材等の活用を進めるとともに、輸出基盤強化のための国内関連産業の構造改革に向けた検討を進める。
- ・我が国事業者の海外インフラ市場への参入をより促進できるよう、案件形成の「川上」から「川下」までの政府の関与、パッケージ案件等への公的金融、官民ファンド、独立行政法人等の海外業務の取組の充実を図る。
- ・単なる機器の売り切りではなく、ユーティリティ企業を含め、本邦企業による経営及び O&M 参画を通じた継続的関与を促進するため、公的支援の充実を図る。
- ・洋上風力発電などの再エネ分野等で技術優位性等を持つ本邦企業を支援すべく、先進技術を用いた事業や新規取組の事業化を公的金融で支援し、本邦企業によるイノベーションと新規事業投資を促進する。

「令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」（抄）

I. Society5.0の実現

7. 脱炭素社会の実現を目指して

iii) ビジネス主導の国際展開、国際協力

脱炭素技術等の国際展開

二国間クレジット制度（JCM）の推進（主要国との二国間協議の推進、各国における、JOIN、JICT、JICA、JBICやADB等関係機関との連携を通じた更なるプロジェクトの推進、国際ルールづくりで主導権をとり市場メカニズムを活用する適切な枠組み構築／横展開やスケールアップなどの成功事例を含む実績の国連への報告等）

10. 海外の成長市場の取り込み

ii) 日本企業の国際展開支援

インフラシステム輸出の拡大

官民一体の競争力強化・受注獲得に向けた戦略的取組①

「自由で開かれたインド太平洋」等と整合的な形で関係国と連携リスク低減、市場アクセス強化。ビジネス機会を拡大

官民一体の競争力強化・受注獲得に向けた戦略的取組②

案件受注後の継続的支援、危機管理・安全対策

公的ファイナンススキームの充実

2017年から5年の間に約2,000億ドルを目標とするリスクマネー供給拡大、関係機関の体制強化等

質高インフラ環境成長ファシリティに基づく取組を推進

我が国事業者の海外インフラ市場への参入をより促進できるよう、案件形成の「川上」から「川下」までの政府の関与、パッケージ案件等への公的金融、官民ファンド、独立行政法人等の海外業務の取組の充実

技術優位性等を持つ本邦企業のイノベーションと新規事業投資を促進するため、先進技術を用いた事業や新規取組の事業化を公的金融で支援

財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定））

1. 政策的必要性

- (1) JBIC法において、当行は、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、並びに国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に係るものといった、我が国の対外政策上重要な業務を行うことが明定されており、「貿易・投資立国」かつ「資源小国」である我が国の経済安全保障の観点から、我が国の対外政策上重要な機能を有することから政策的必要性が高い。
- (2) 対外的な公共政策機能の遂行に関しては、①民間金融機関では対応困難な政治的・経済的リスクのある出融資等を行う際に、公的機関としてのステイタスを活用し、一般に民間金融機関のみでは収集困難な情報を収集・分析することによって適切なリスクコントロールを実施していく必要がある場合があること、②アジア通貨危機及びリーマン・ショックに端を発した国際金融危機のように緊急的に、大量かつ長期の資金供給を迅速かつ機動的に実行する必要がある場合があること等から、公的関与が必要不可欠である。また、当行は安定的かつ安価な資源・エネルギー確保、インフラ分野における我が国企業の海外展開及び海外の成長の取込みに向けた我が国企業の海外進出などの支援において、公的機関としてのステイタスを背景とし、受入国政府や国際機関等との協議を通じた関係強化によって、当該国における法制度等の変更リスク、プロジェクトの接收等のリスクを緩和するといった民間金融機関では果し得ない役割を担うことが求められている。
- (3) なお、諸外国においても、政府の関与の下、類似の事業が行われている。

2. 民業補完性

当行は、日本政府の対外経済政策の適切な実施を担う政策金融機関として、これまで培ったネットワーク及び知見を活かし、国際機関や国内外の金融機関とも連携しつつ、海外に特化した事業展開を行ってきた。

また、JBIC法第1条において、当行の業務の目的は、「一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、（中略）もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与すること」とされていることを踏まえ、当行の業務は政策意義が高く、民間金融機関のみでは量的・質的制約から十分な対応が困難な場合に限定されている。

さらに、当行業務は、民間資金の動員・活用を積極的に図るべく、民間金融機関と共に融資することを原則としており、要望に応じ、民間金融機関に対する融資・保証供与や民間金融機関による優先的な資金回収等を行うほか、同法に明定された保証機能等を活用しつつ、民間資金の動員・活用を積極的に図っている。

3. 有効性

効果的かつ効率的に業務を行うことができるよう中期経営計画及び中期経営計画に基づく事業運営計画を定め、その達成状況について、社外取締役及び外部委員により構成される経営諮問・評価委員会による評価を受けることによって、中期目標と年度目標の評価を行う体制を整備している。

4. その他

営業部門と審査・リスク管理部門によるチェック・アンド・バランス体制等により、償還確実性を確保するとともに、貸付等の実施後も、不断のリスク管理に基づき所要の債権保全措置を講じている。

30年度決算に対する評価

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

1. 決算についての総合的な評価

(1) 概況

平成30年度の当期純利益は、531億円となった。国庫納付については、JBIC法第31条及びJBIC法施行令第6条等に基づき、265億円を納付済。

(2) 残高状況

- ① 平成30年度末の貸出金残高は、外貨貸付金の増加等により、前年度末比586億円増の13兆5,712億円となった。
- ② 平成30年度末の財政融資資金借入金残高は、新規借入額1,096億円に対し、償還額4,002億円となり、前年度末比2,906億円減の2兆429億円となった。外国為替資金借入金残高は、新規借入額6,550億円に対し、償還額1兆4,210億円となり、前年度末比5,054億円減の5兆5,318億円となった
- ③ 平成30年度末の社債残高は、新規発行額7,216億円に対し、償還額7,118億円となり、前年度末比1,909億円増の4兆5,835億円となった。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

平成30年度末の資産の部残高は、現金預け金の減少等により、前年度末3,567億円減の17兆3,906億円となった。また、負債の部残高は、外国為替資金借入金の減少等により、前年度末比5,034億円減の14兆9,619億円となった。純資産の部残高は、前年度末比1,467億円増の2兆4,288億円となった。

(2) 費用・収益の状況

平成30年度の損益状況については、4,768億円の経常収益、4,237億円の経常費用等を計上した結果、当期純利益は531億円となった。

令和2年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定）)

1. 令和2年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1) 財政融資	610	893	△ 283	△ 31.7
(2) 産業投資	100	423	△ 323	△ 76.4
うち 出 資	100	423	△ 323	△ 76.4
うち 融 資	-	-	-	-
(3) 政府保証	200	200	-	0.0
うち 国内債	-	-	-	-
うち 外 債	-	-	-	-
うち 外貨借入金	200	200	-	0.0
合 計	910	1,516	△ 606	△ 40.0

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和2年度末 残高 (見込)	令和元年度末 残高 (見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1) 財政融資	1,503	893	610	68.3
(2) 産業投資	1,533	1,433	100	7.0
うち 出 資	1,533	1,433	100	7.0
うち 融 資	-	-	-	-
(3) 政府保証	400	200	200	100.0
うち 国内債	-	-	-	-
うち 外 債	-	-	-	-
うち 外貨借入金	400	200	200	100.0
合 計	3,436	2,526	910	36.0

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		1,000	2,216	△ 1,216
(内訳)	輸出	380	753	△ 373
	プラント	380	753	△ 373
	船舶	-	-	-
	輸入・投資	550	1,313	△ 763
	資源開発	50	400	△ 350
	一般投資	500	913	△ 413
	事業開発等	20	-	20
	出資	50	150	△ 100

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		1,000	2,216	△ 1,216
(財源)	財政投融资	910	1,516	△ 606
	財政融資	610	893	△ 283
	産業投資	100	423	△ 323
	政府保証	200	200	-
	自己資金等	90	700	△ 610
	貸付回収金	0	-	0
	その他	90	700	△ 610

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定）)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

(1) JBIC法において、当行は、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、並びに国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に係るものといった、我が国の対外政策上重要な業務を行うことが明定されており、「貿易・投資立国」かつ「資源小国」である我が国の経済安全保障の観点から、我が国の対外政策上重要な機能を有することから政策的必要性が高い。

(2) 特別業務は、「質の高いインフラパートナーシップ」（平成27年5月公表）等の政府の施策を踏まえ、我が国の民間企業等に蓄積された優れた技術、知識及び経験を活用しつつ、新興国をはじめとした世界全体の膨大な社会資本整備に係る投資需要に十分応えていくため、JBIC法を改正（「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（平成28年5月公布））し追加された。

(3) 当行は、公的機関としてのステイタスを活用し、一般に民間金融機関のみでは収集困難な情報を収集・分析することによって適切なリスクコントロールを実施し、民間だけでは担えないリスクを負担するとともに、受入国政府や国際機関等との協議を通じた関係強化によって、当該国における法制度の変更リスク、プロジェクトの接收リスク等のリスクの緩和を求めるといった民間金融機関では果しえない役割も担うことが求められている上、インフラ分野における我が国企業の海外展開などの支援に際し、更なるリスクテイクを行いつつ、長期資金、外貨資金、リスクマネーといった民間金融機関では量的・質的に十分に賄えない資金の供給が求められている。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のもラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

JBIC法第1条において、当行の業務の目的は、「一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、（中略）もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与すること」とされていることを踏まえ、当行業務は、政策意義が高く、民間金融機関のみでは量的・質的制約から十分な対応が困難な場合に限定されている。また、「特別業務指針（平成28年財務省告示第285号）」において、「一般の金融機関が行う金融の補完に徹するよう留意することとし、民間からの資金の動員を図ることとする」と規定されていることを踏まえ、信用補完その他の措置を通じ、民間資金の動員を図っていく。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対

象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

- (1) 特別業務の対象事業は、重要な資源の海外における開発及び取得の促進、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、並びに国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に係るもののうち海外における社会資本の整備に関する事業に限定している。
- (2) 「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」（令和元年6月21日閣議決定）等を踏まえ、国内外の経済状況及び我が国企業の事業環境に応じた果敢な対応を適時適切に行うための事業規模を出融資計画に反映している。具体的には、更なるリスクテイクを行いつつ「質の高いインフラ投資」を始めとしたインフラ分野における我が国企業の海外展開支援等を実施する。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

平成30年度の当行特別業務勘定における財政投融資は1,223億円（うち財政融資資金600億円）を予定していたが、期待案件の進捗の遅れ等により、財政投融資1,223億円の運用残を計上した。

令和2年度の事業規模については、当行を含む関係機関を通じたリスクマネーの供給拡大を掲げる「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」（平成28年5月23日経協インフラ戦略会議決定）の推進を織り込む「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和元年6月11日閣議決定）及び「インフラシステム輸出戦略（令和元年度改訂版）」（令和元年6月3日経協インフラ戦略会議決定）等の政府方針を踏まえた果敢な対応を適時適切に行いつつ、信用補完その他の措置も通じ、民間資金等の多様な資金を動員することも勘案し、1,000億円（そのほか保証65億円を計画）としている。

令和2年度の財政投融資の規模については、かかる事業規模に対して、平成30年度における財政投融資の運用残の背景を踏まえた上で、自助努力による資金調達として円貨余裕金の一部を活用することを想定し、910億円（令和元年度当初計画比606億円減）を財政投融資として要求する。このうち、産業投資は、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」に基づく出融資を推進するべく特別業務勘定におけるリスクバッファとして十分な自己資本を確保するため、100億円（同323億円減）を要求する。

（参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額）

	28年度	29年度	30年度
運用残額	365億円	2,515億円	1,223億円
運用残率	41.0%	83.8%	100.0%

<その他>

5. 上記以外の特記事項

特になし。

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合(%)。

産業投資について

(機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定）)

(事業名：特別業務勘定)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

海外での社会資本の整備に関する事業において、我が国企業の事業展開を一層後押しする観点から、更なるリスクテイクを通じ、出融資保証を実施していく。

(2) 必要とする金額の考え方

特別業務を通じたリスクマネー供給強化に対するニーズは高く、当該業務を安定的に実施していく上で必要となるリスクバッファとして十分な自己資本を継続的に確保するため、令和2年度においては100億円の産投出資を要求する。

(3) 見込まれる収益

特別業務指針の二(3)②及び同(5)に基づき、公的機関としてのステータスの活用等を通じたリスクコントロールにより長期収益性の確保を目指すものであり、当該業務勘定全体での収益実現を見込む。

(4) 民間資金の動員の蓋然性

特別業務については、「特別業務指針（平成28年財務省告示第285号）」において、「一般の金融機関が行う金融の補完に徹するよう留意することとし、民間からの資金の動員を図ることとする」と規定されていることを踏まえ、信用補完その他の措置を通じ、民間資金の動員を図っていく。

2. リスク管理体制

個別与信決定においては、与信担当部門（営業部門）及び審査・リスク管理部門により、与信先の信用力、与信対象取引の確実性、与信対象プロジェクトの実行可能性等に関する情報の収集・分析が行われる。両部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっている。

残高管理においては、金融機関として適切なリスク管理を行うことの重要性を認識し、リスクの種類に応じたリスク管理及び統合的なリスク管理を行うための組織体制を構築している。信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等の各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部署を置くと共に、リスク管理を有効に機能させるための審議・検討等を行うた

め、統合リスク管理委員会及びALM委員会を設置している。

特別業務においては、上記体制を基本としつつ、特別業務の対象事業の性質を踏まえ、社外の有識者及び社外取締役で構成されるリスク・アドバイザー委員会において特別業務勘定に係るリスク管理態勢について助言を受けながら、適切にリスク管理を行っていくほか、特別業務勘定案件については全件を対象に、年一回、取締役会に対する状況報告を行うことでモニタリングを強化している。

政 府 保 証 に つ い て

(機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定）)

1. 政府保証の考え方

(1) 政府保証国内債

該当なし。

(2) 政府保証外債

該当なし。

(3) 政府保証外貨借入金

特別業務では、米ドル以外の現地通貨建て資金の供給が期待されている海外インフラ事業を対象としており、当行が現地通貨建て融資を行うに当たっては、社債発行等との比較において、金額・期間の観点から柔軟な資金調達がしやすく、かつ機動的な対応が可能な外国通貨長期借入が補完的な外貨調達手段となり得る。JBIC法改正（「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（平成28年5月公布））により、かかる外国通貨長期借入が可能となったところ、当該借入を円滑かつ低コストで行うためには、政府保証により日本政府の信用力に依拠した調達とする必要があるもの。

2. 必要とする金額の考え方

(1) 政府保証国内債

該当なし。

(2) 政府保証外債

該当なし。

(3) 政府保証外貨借入金

外国通貨長期借入について、現地通貨建て融資の資金需要等に鑑み200億円の政府保証を要求するもの。なお、非居住者たる当行による現地通貨借入及び貸付については、現地法制上の制約等によっては、認められない可能性がある他、期間や金額に上限が課される可能性がある点につき留意が必要。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定）)

「経済財政運営と改革の基本方針2019」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」に盛り込まれた事項に関する要求内容

「経済財政運営と改革の基本方針2019」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」において、日本政府が平成28年5月に公表し、リスクマネーの供給拡大並びにそれらに資する当行等関係機関の体制・機能強化及び十分な財務基盤の確保を行うことが掲げられた「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」や、成長分野の海外展開の促進及び第三国連携の推進等が盛り込まれた「インフラシステム輸出戦略（令和元年度改訂版）」の推進が掲げられている。また、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」において、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」に基づく脱炭素技術等の国際展開の推進が掲げられている。これらを踏まえ、海外における社会資本の整備に関する事業に対し積極的にリスクマネーを供給する特別業務勘定におけるリスクバッファとして十分な自己資本を確保するべく、特別業務勘定として財政融資資金610億円、産投投資100億円を含む財政投融资を計910億円要求している。

【参考】

「経済財政運営と改革の基本方針2019」（抄）

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

4. グローバル経済社会との連携

(4) 持続可能な開発目標（SDGs）を中心とした環境・地球規模課題への貢献

① 質の高いインフラ投資

2020年のインフラシステム受注約30兆円という目標に向けて「インフラシステム輸出戦略」の下、第三国連携による市場アクセス強化や経営参画など官民一体となった競争力強化、我が国の技術・知見を活用した成長分野の海外展開の促進、ソフトインフラ分野への取組といった施策を推進し、我が国の経済成長の実現に寄与する。

② パリ協定に基づく長期戦略の策定を含む環境・エネルギー問題への対応

「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」に基づき、最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2050年までの温室効果ガス80%削減に大胆に取り組み、世界全体の取組と非連続なイノベーションが不可欠であることを踏まえてビジネス主導の環境と成長の好循環を実現していく。

「成長戦略実行計画」（抄）

第2章 Society5.0の実現

7. 脱炭素社会の実現を目指して

(1) パリ協定に基づく長期戦略の策定及びSDGsとESG投資の推進

環境問題への対応に積極的な企業に世界中から資金が集まり、次なる成長と更なる対策が可能となる環境と成長の好循環とも呼ぶべき変化が世界規模で進んでいる。「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和元年6月11日閣議決定）に基づき、最終到達点としての脱炭素社会を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2050年までの温室効果ガス80%削減に大胆に取り組み、世界全体の取組と非連続なイノベーションが不可欠であることを踏まえてビジネス主導の環境と成長の好循環を実現していく

「成長戦略フォローアップ」（抄）

I. Society 5.0 の実現

7. 脱炭素社会の実現を目指して

(2) 新たに講ずべき具体的施策

iii) ビジネス主導の国際展開、国際協力

- ・我が国の強みである技術力を活かして新しいビジネスを生み出し、環境性能の高い技術・製品等の国際展開を促進し、我が国が世界をリードしていき、世界の排出削減に最大限貢献していく。
- ・廃棄物処理・リサイクル・生活排水処理分野などの環境インフラ輸出を支援するとともに、受入国の制度構築と技術導入を支援する。

10. 海外の成長市場の取り込み

(2) 新たに講ずべき具体的施策

ii) 日本企業の国際展開支援

② インフラシステム輸出の拡大

「インフラシステム輸出戦略（令和元年度改訂版）」（令和元年6月3日経協インフラ戦略会議決定）の重点施策を官民一体で推進する。

イ) 官民一体となった競争力強化、受注獲得に向けた戦略的取組

- ・「自由で開かれたインド太平洋」等の外交政策とも整合的な形で、関係国との連携を通じて、事業リスクの低減、アフリカや島嶼国等も含む市場へのアクセス強化を図り、ビジネス機会の拡大を推進する。また、価格競争力向上のための現地・第三国を含めた部材・人材等の活用を進めるとともに、輸出基盤強化のための国内関連産業の構造改革に向けた検討を進める。
- ・我が国事業者の海外インフラ市場への参入をより促進できるよう、案件形成の「川上」から「川下」までの政府の関与、パッケージ案件等への公的金融、官民ファンド、独立行政法人等の海外業務の取組の充実を図る。
- ・単なる機器の売り切りではなく、ユーティリティ企業を含め、本邦企業による経営及び O&M 参画を通じた継続的関与を促進するため、公的支援の充実を図る。
- ・洋上風力発電などの再エネ分野等で技術優位性等を持つ本邦企業を支援すべく、先進技術を用いた事業や新規取組の事業化を公的金融で支援し、本邦企業によるイノベーションと新規事業投資を促進する。

「令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」（抄）

I. Society5.0の実現

7. 脱炭素社会の実現を目指して

iii) ビジネス主導の国際展開、国際協力

脱炭素技術等の国際展開

二国間クレジット制度（JCM）の推進（主要国との二国間協議の推進、各国における、JOIN、JICT、JICA、JBICやADB等関係機関との連携を通じた更なるプロジェクトの推進、国際ルールづくりで主導権をとり市場メカニズムを活用する適切な枠組み構築／横展開やスケールアップなどの成功事例を含む実績の国連への報告等）

10. 海外の成長市場の取り込み

ii) 日本企業の国際展開支援

インフラシステム輸出の拡大

官民一体の競争力強化・受注獲得に向けた戦略的取組①

「自由で開かれたインド太平洋」等と整合的な形で関係国と連携リスク低減、市場アクセス強化。ビジネス機会を拡大

官民一体の競争力強化・受注獲得に向けた戦略的取組②

案件受注後の継続的支援、危機管理・安全対策

公的ファイナンススキームの充実

2017年から5年の間に約2,000億ドルを目標とするリスクマネー供給拡大、関係機関の体制強化等

質高インフラ環境成長ファシリティに基づく取組を推進

我が国事業者の海外インフラ市場への参入をより促進できるよう、案件形成の「川上」から「川下」までの政府の関与、パッケージ案件等への公的金融、官民ファンド、独立行政法人等の海外業務の取組の充実

技術優位性等を持つ本邦企業のイノベーションと新規事業投資を促進するため、先進技術を用いた事業や新規取組の事業化を公的金融で支援

財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定））

1. 政策的必要性

世界のインフラ需要に日本の官民の力を総動員して対応し、我が国のインフラ開発の特長であるライフ・サイクルコストの抑制や環境・防災等への配慮、現地人材の育成等につながる「質の高いインフラ投資」を現地の官民とも協力して実現していくといった政策目的達成のためには、公的資金に加え、民間部門の資金・ノウハウの動員により、「質・量」の双方を追求する必要がある。

具体的には、公的機関としてのステイタスを活用し、一般に民間金融機関のみでは収集困難な情報を収集・分析することによって適切なリスクコントロールを実施し、民間では担えないリスクを負担するとともに、受入国政府や国際機関等との協議を通じた関係強化によって、当該国における法制度等の変更リスク、プロジェクトの接収等のリスクを緩和するといった民間金融機関では果し得ない役割も担うことが求められている上、インフラ分野における我が国企業の海外展開などの支援に際し、更なるリスクテイクを行いつつ、長期資金、外貨資金、リスクマネーといった民間金融機関では量的・質的に十分に賄えない資金の供給が求められている。

2. 民業補完性

特別業務を含む当行業務は、政策意義が高く、民間金融機関のみでは量的・質的制約から十分な対応が困難な場合に限定されている。また、「特別業務指針（平成28年財務省告示第285号）」において、「一般の金融機関が行う金融の補完に徹するよう留意することとし、民間からの資金の動員を図ることとする」と規定されており、民業補完に徹していく方針に変わりはない。また、世界のインフラ投資需要に「質・量」の双方の観点から応えていくため、特別業務についても、民間部門の資金・ノウハウの動員を図っていく。

3. 有効性

効果的かつ効率的に業務を行うことができるよう中期経営計画及び中期経営計画に基づく事業運営計画を定め、その達成状況について、社外取締役及び外部委員により構成される経営諮問・評価委員会による評価を受けることによって、中期目標と年度目標の評価を行う体制を整備している。

4. その他

「特別業務指針（平成28年財務省告示第285号）」に基づき、公的機関としてのステイタスの活用等を通じたリスクコントロールが可能な案件を対象とし、長期収益性の確保を目指すものであり、当該業務勘定全体での収益可能性を見込む。

30年度決算に対する評価

(機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定）)

1. 決算についての総合的な評価

(1) 概況

平成30年度は173百万円の当期純損失となった。なお、同年度の剰余金の額が零を下回ったことから、JBIC法第31条に基づき、国庫納付は実施していない。

(2) 残高状況

- ① 平成30年度末の貸出金残高は、外貨貸付及び円貨貸付の実施に伴い5,346百万円となった。
- ② 平成30年度は財政融資資金借入金等の借入を行わなかったため、同年度末の借入金残高はなし。
- ③ 平成30年度は社債の発行を行わなかったため、同年度末の社債残高はなし。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

平成30年度末の資産の部残高は、現金預け金の減少等により、前年度末比522百万円減の250,588百万円となった。また、負債の部残高は、その他負債の計上等により、前年度末比98百万円増の320百万円となった。純資産の部残高は、前年度末比620百万円減の250,268百万円となった。

(2) 費用・収益の状況

平成30年度の損益状況については、156百万円の経常収益、329百万円の経常費用を計上した結果、173百万円の当期純損失となった。